

札幌社保協 FAXニュース

2017年 6月27日(火)
社保協事務局 発行
Tel823-0867 Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護・後期
高齢者110番は
6月29日(木)です

世帯平均は据え置き?～実態はほとんどの世帯が引き上げ

2017国保料



6/9札幌社保協と国保・介護・後期高齢者医療110番連絡会は「負担増に対抗する学習決起集会」を開催、33人が参加しました。

2017年度の世帯平均を1510,00円余に設定しているものの、年金収入で160万円以下・給与収入98万円以下などの一部世帯以外はほとんどが、大幅ではないものの上がっています。世帯割が400円下がった以外は保険料率・均等割が上がっており、特に介護分の引き上げが大きいため、ほとんどの階層が上がりました。法定軽減では5割・2割軽減の幅が少し広がり、1900世帯ほどが新規対象になりました。

後期高齢者医療では所得割5割軽減の層と、健保被扶養者から移った人が、2017年度に上がります。

国保料減免取扱要綱を改悪 所得激減だけでなく、資産調査で納付困難かどうかを判断基準に

「重大な事故(負傷、疾病等)又は失業などの理由で所得が激減した世帯」に対する保険料の軽減～所得激減減免の取扱要綱が改定されました。今まで所得の減少を示す書類などで良かったのですが、預貯金通帳の写し、財産調査を行うことについての「同意書」を「納付困難判定書類」として出すことになりました。

市の言い分は「2割以上の所得減少などの判定基準は変えていない、納付困難世帯であるかどうかの判断基準を設けたもの」ということですが、所得減少の前に「納付困難世帯」かどうかの新たな関門を作ったものです。同意書などを出さなければ、申請できないこととなります。今までは失業や退職の際に所得激減減免が使えましたが、老後に備えて貯めた預貯金が一定額以上あれば、「納付困難ではない」と判定されます。

職員用のマニュアルに納付困難世帯の判断基準を書いています、市民が見ることができないものです。

学習会は「診察室からみえるこどもの現状～こどもの貧困と健康」 13:35～
岡田 靖 勤医協菊水子ども診療所所長

札幌社保協2017年度 第20回総会

- ★日時 2017年7月8日(土)
13時30分～16時00分
- ★会場 菊水ビル4階大会議室
- ◆学習会 「診察室からみえるこどもの現状～こどもの貧困と健康」
岡田 靖 菊水子ども診療所所長

- 活動のまとめ、方針案の決定、
- 決算、予算の確認、会計監査報告
- 役員を選出

豊平区社保協が総会

6/10豊平区社保協の20回総会が開催され、加入団体から20人余が参加しました。はじめに斉藤札幌社保協事務局長が講演し、「介護保険改悪と総合事業」について学習。参加者からも、総合事業の開始の中で、地域や町内会で起きている事例も出されました。

加入団体からそれぞれの活動報告が行われました。豊平区との交渉や、SOS相談会を引き続きやって行こうという意見も出され、10月にはSOS相談会を開催する計画です。

